

医療費の支払いなどに充てられる大切な財源

国民健康保険税

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(保険税)を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」。

私たちが納める保険税は、国の負担金などと共に大切な財源です。

本年度分の納税通知書は6月中旬に届きます。必ず納期内に納めましょう。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主が保険税の納税義務者です。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率と課税方法

本年度の税率は別表のとおりです。加入者それぞれの所得割、均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。医療分、後期高齢者支援金は全ての加入者、介護分は40歳以上65歳未満の加入者が対象です。

保険税の軽減(減額)

●所得が一定額以下の世帯
前年所得が一定額以下の場合、

均等割、平等割が軽減されます。

7割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が33万円以下

5割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+国保加入者数×27万5千円以下

2割軽減/世帯主と国保加入者の前年所得の合計が、33万円+国保加入者数×50万円以下

※申告をしていない人がいる世帯は対象外です。前年の所得がなくても申告してください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で倒産や解雇などで離職し、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者となった場合、申請により保険税が最大で2年間軽減されます。

●社会保険などからの移行

社会保険などの加入者が、後期高齢者医療制度に移行したことで、扶養になっていた人が国保に加入する場合、申請により保険税の減免対象になることが

●特別徴収(年金大引き)

特別徴収の対象となる人は、年金を受け取る月に年金から天引きになります。

●保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付されない場合、督促や催告を受け、保険証の有効期限が短くなること

があります。滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けたりすることもあります。

●納税の相談

税務課収税班

☎62・5322

●課税の内容

税務課課税班

☎62・5321

納期内に納めてね



旭市イメージアップ
キャラクター
「あさビー」

保険税の納付方法

●普通徴収(納付書、口座振替)

納付書に記載のある金融機関やコンビニエンスストアなどでの納付、口座振替での納付になります。6月から翌年1月まで、8回に分けて納めます。

●特別徴収(年金大引き)

特別徴収の対象となる人は、年金を受け取る月に年金から天引きになります。

●保険税を滞納すると

納期限を過ぎても納付されない場合、督促や催告を受け、保険証の有効期限が短くなること

があります。滞納が続く場合は、医療費が全額自己負担になったり、財産の差し押さえなどを受けたりすることもあります。

●納税の相談

税務課収税班

☎62・5322

●課税の内容

税務課課税班

☎62・5321

【別表】国民健康保険税の税率など(平成30年度)

課税区分		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割額	(前年の所得-33万円)×税率	6.6%	2.3%	1.7%
均等割額	加入者1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
平等割額	1世帯当たり	26,000円	-	-
課税限度額	世帯に課税される上限の額	54万円	19万円	16万円

※平成30年度から資産割は廃止されました。

問い合わせ先
●課税の内容
税務課課税班
☎62・5321
●納税の相談
税務課収税班
☎62・5322
保険年金課国民健康保険班
☎62・5331